

長崎市議会では、先般、他都市において公職選挙法違反の事件が起きたことから、9月定例会で次のような決議を行いました。

公職選挙法遵守に関する決議

私たちが市議会議員は、市民の信託を受けた代表者であり、倫理観と責任をもって議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければならない。しかるに、先般、他都市において市議会議員等が、地区運動会に際して「参加費」という名目で寄附行為を行ったとして、公職選挙法違反の疑いで、地方検察庁に書類送検されるという事件があった。公職にある者等が公職選挙法の寄附行為を禁止する規定に違反したときは、刑罰や公民権（選挙権及び被選挙権）停止の対象となり、その職を失う場合もある。

私たちが市議会議員は、日頃から議員活動において、議員の寄附行為と有権者の寄附要求を禁止する公職選挙法の趣旨について、市民の協力と理解を得ながら、公職選挙法の遵守に努めてきたところである。今後は、さらに自ら襟を正し、なお一層公職選挙法、その他関係法令の遵守に努めていくことを決意するものである。

以上、決議する。

平成17年9月1日

長崎市議会

公職選挙法に定める寄附等の禁止について

下記事項(1~5)については、公職選挙法により禁止されておりますので、市民の皆様にも法の趣旨等をご理解いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典(やであっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰されます。)なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をだすように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

寄附禁止

贈らない・求めない・受け取らない



「公職選挙法遵守に関する決議」は、末永県議会議長にも手渡し説明を行いました。

3 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行なう行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかなを問わず、処罰されます。

4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されています。

5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

6 公民権の停止

1.2.3及び5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

公民権の停止とは具体的には、選挙権、被選挙権などを一定期間失うことです。

公職選挙法遵守に関する決議等については、長崎市議会ホームページにも掲載しています。